

# 米国市場向け食品輸出プロジェクト運営業務

## 仕様書

神戸市経済観光局国際課  
(神戸市海外ビジネスセンター)

## 1 目的

日本最大の食品輸出先である米国市場をターゲットに、商材選定・改良から現地市場調査、規制対応、米国でのテストマーケティングまで、一貫した伴走支援を実施することで、市内事業者による米国への食品輸出を促進する。

## 2 事業概要

- (1) 支援対象：自社が製造または企画・開発する食品を主な商材として、米国への新規の輸出、または新たな販路の開拓等を目指す、神戸市内に本社もしくは事業所等を置く市内企業等（5社を想定）
- (2) 事業期間：2026年4月中旬から2027年3月31日（水）まで
- (3) 支援内容：参加企業の米国への食品輸出に向けて、原則として以下の各段階を踏まえた伴走型の支援を提供する。本事業の成果として、各参加企業の商材が米国内で流通・販売が可能となり、現地テストマーケティングを経て、具体の商流の獲得を目指す。
  - ① 商材選定・規制チェック
  - ② 現地市場調査
  - ③ 商品改良へのアドバイス・販売戦略の策定支援
  - ④ 規制対応・貿易実務等の支援
  - ⑤ 現地テストマーケティングの実施
  - ⑥ その他、応募事業者が提案する支援内容
- (4) 参加費用：各社200,000円（予定）
- (5) 事業スケジュール：

・2026年3月中旬～4月中旬	参加企業募集
・2026年4月中旬	契約締結
・2026年4月下旬	参加企業決定
・2026年5月～2027年3月	事業実施
- (6) 事業イメージ：別紙のとおり

## 3 委託業務内容

「2 事業概要」に記載の本事業の成果の達成に向けて、以下の各段階に対応した具体的な支援内容について、効果的な手法を踏まえて提案すること。

- (1) 参加企業の募集・選考に際しての助言・協力
  - 本事業に参加する市内企業は、原則として神戸市が募集するが、受託事業者は参加企業の募集にあたり、自社のネットワークを活用する等、海外展開に積極的に取り組む市内企業の参加を促進するための協力を行う。また、参加企業の選考において、神戸市が求める場合は、専門的な知見からの助言を行うこと。
- (2) 商材選定・規制チェック
  - 各参加企業が米国への輸出を検討する商材について、参加企業と協議の上、本プロジェクトの対象とする商材を選定する。選定に際しては、米国における市場ニーズやコスト分析、規制要件等を踏まえて、本事業での取り組みが効果的な成果につながることを期待できる商材を選定する

こと。

なお、企画提案書において、以下（３）～（７）の各業務に対応可能な商材の想定数を明示すること。

（例：参加企業の商材各３点を対象に市場調査・規制調査を実施し、その中から商材１点について、規制対応・貿易実務サポート及び現地でのテストマーケティングの対象とする等）

### （３）現地市場調査

米国における競合製品や消費者嗜好（味やパッケージデザイン、価格帯等）等、当該商材の市場性に関して調査・分析を行うこと。

### （４）商品改良へのアドバイス・販売戦略の策定支援

#### ①商品改良へのアドバイス

（３）の現地市場調査の結果を踏まえ、現地の嗜好・規制等に合わせた商品改良に関してアドバイスを実施すること。

#### ②販売戦略の策定支援

参加企業の商材に合わせて、米国現地の販売チャネルや提携先候補等を提案し、販売戦略の策定支援を行うこと。企画提案書において、提案可能な米国現地の販売チャネルや提携先候補等について具体的に明記すること。

### （５）規制対応（FDA登録等）・貿易実務等の支援

施設登録や代理人選定等、米国への食品輸出に際しての法規制に対応するための支援を行う。併せて、原産地証明やインボイス作成等、参加企業各社の海外展開状況に応じた貿易実務等の支援を実施する。企画提案書において、実施可能な支援の内容や体制について、具体的に明記すること。

### （６）現地テストマーケティングの実施

米国現地のバイヤー等を対象に、商品評価のためのテストマーケティングを企画・運営する。既存の展示会・見本市等の活用や独自にテストマーケティングの場を企画するなど手法は問わないが、企画提案書において、対象や集客想定数など、テストマーケティングの規模や具体の手法、見込まれる効果について具体的に記載すること。

なお、商材の性質（「業務用商材」か「小売商材」など）により企画内容が異なる場合は、それぞれ具体的に記載すること。

### （７）その他、本事業の成果の達成に向けた支援内容

上記（２）～（６）に加えて、本事業の成果の達成のために必要又は効果的と考えられる支援内容や具体的な手法について提案すること。

### （８）報告書の作成・提出

受託事業者は、事業完了後、下記の内容を含む報告書を神戸市へ提出すること。

- ① 本事業の対象として選定した各参加企業の商材の概要及び米国市場への対応状況（具体的な販売に向けた達成段階など）
- ② 現地テストマーケティングで得られた各商材に対するフィードバック及び分析
- ③ 本事業により把握できた参加企業及び商材の課題や得られた成果
- ④ 今後の米国市場への販路開拓に向けて、各参加企業に求められる支援内容

#### 4 実施体制

受託事業者は、本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び実施担当者を配置することとし、業務の進捗に応じて原則1ヵ月に1回以上、神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

下記について、具体的な実施体制を企画提案書に記載すること。

##### (1) 本事業の運営体制

日本側・米国側の体制（人数・配置等）を明示すること

##### (2) バックアップ体制

担当者が欠けた場合等、どのような体制で業務遂行するか明示すること

##### (3) 現地の協力企業・協力機関等

応募事業者は、本業務の実施にあたり、自社の現地拠点やパートナー企業、関係機関等と連携を図ることとし、具体の提携先、提携方法、内容について、企画提案書に記載すること

#### 5 その他注意事項

- (1) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務により作成した成果品の著作権等の諸権利は、参加企業に属するものを除き、神戸市に帰属する。
- (3) 受託事業者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 業務遂行にあたっては、神戸市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- (5) 受託事業者は、本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (6) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (7) 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、神戸市と協議し、その指示に従う。